



通常、裁判は公開で行われ、被害者の氏名等は起訴状朗読等の際に読み上げられますが、**性犯罪等の被害者の氏名や住所等については、公開の法廷で明らかにしないように、検察官を通じて裁判所に対しお願い**することができます。裁判所がその旨の決定をした場合には、起訴状の朗読等の訴訟手続が、被害者の氏名や住所等を明らかにしない方法により行われます。

また、被害者が証人として裁判で証言する際には、裁判所の判断により、法廷内についたてを立てたり**(証人への遮へい)**、別室からテレビモニターを通じて証言すること**(ビデオリンク方式)**により、加害者や傍聴人から姿を見られないようにするなど、配慮される場合があります。希望される場合は、裁判所や検察官にご相談ください。

## Q4 刑事裁判では、被害に関する思いを直接裁判官に伝えられますか？また、加害者や証人に質問することはできますか？

**被害者の心情等**については、**書面や口頭**で、直接裁判所に意見を述べる**「意見陳述」**という制度があります。意見陳述の内容は、犯罪事実の有無に関する証拠とはなりません、**量刑を判断するための資料**となります。

また、**証人として被害感情を証言**することもできます。さらに、**被害者やその家族等(以下「被害者等」といいます。)**が**刑事裁判に参加する「被害者参加制度」**<sup>※1</sup>があります。刑事裁判への参加を許可された被害者等は、被告人や検察官と同様に、公判期日に出席することができ、一定の範囲で、事実関係や法律の適用について意見を述べることや、加害者や証人に直接質問することができます。

(中面に続く)

## 全国の「法テラス」所在地一覧

|     |     | 業務時間 平日9:00～17:00 |   |
|-----|-----|-------------------|---|
| 北海道 | 札幌  | 0503383-5555      | 〒060-0061 札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F      |
|     | 函館  | 0503383-5560      | 〒040-0063 函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F         |
|     | 旭川  | 0503383-5566      | 〒070-0033 旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F     |
|     | 釧路  | 0503383-5567      | 〒085-0847 釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F         |
| 東北  | 宮城  | 0503383-5535      | 〒980-0811 仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F        |
|     | 福島  | 0503383-5540      | 〒960-8131 福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F           |
|     | 山形  | 0503383-5544      | 〒990-0042 山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F        |
|     | 岩手  | 0503383-5546      | 〒020-0022 盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F          |
| 関東  | 秋田  | 0503383-5550      | 〒010-0001 秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F          |
|     | 青森  | 0503383-5552      | 〒030-0861 青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F      |
|     | 東京  | 0503383-5300      | 〒160-0023 新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F       |
|     | 神奈川 | 0503383-5360      | 〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F         |
| 中部  | 埼玉  | 0503383-5375      | 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館5F |
|     | 千葉  | 0503383-5381      | 〒260-0013 千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きばーる)2F    |
|     | 茨城  | 0503383-5390      | 〒310-0062 水戸市大町3-4-36 大町ビル3F              |
|     | 栃木  | 0503383-5395      | 〒320-0033 宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F            |
| 近畿  | 群馬  | 0503383-5399      | 〒371-0022 前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F            |
|     | 静岡  | 0503383-5400      | 〒420-0853 静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2・11F        |
|     | 山梨  | 0503383-5411      | 〒400-0032 甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F         |
|     | 長野  | 0503383-5415      | 〒380-0835 長野市新田町1485-1 長野市もんげんぶんば座4F      |
| 中国  | 新潟  | 0503383-5420      | 〒951-8116 新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F     |
|     | 愛知  | 0503383-5460      | 〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティービル15F       |
|     | 三重  | 0503383-5470      | 〒514-0033 津市丸之内34-5 津中央ビル                 |
|     | 岐阜  | 0503383-5471      | 〒500-8812 岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F            |
| 四国  | 福井  | 0503383-5475      | 〒910-0004 福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F           |
|     | 石川  | 0503383-5477      | 〒920-0937 金沢市丸の内7-36                      |
|     | 富山  | 0503383-5480      | 〒930-0076 富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F          |
|     | 大阪  | 0503383-5425      | 〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F       |
| 九州  | 京都  | 0503383-5433      | 〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F  |
|     | 兵庫  | 0503383-5440      | 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F |
|     | 奈良  | 0503383-5450      | 〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F             |
|     | 滋賀  | 0503383-5454      | 〒520-0047 大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F         |
| 九州  | 和歌山 | 0503383-5457      | 〒640-8152 和歌山市九番丁15 九番丁MGビル6F             |
|     | 広島  | 0503383-5485      | 〒730-0013 広島市中区八丁堀2-31 広島湾池ビル1・6F         |
|     | 山口  | 0503383-5490      | 〒753-0072 山口市大手町9-11 山口県自治会館5F            |
|     | 岡山  | 0503383-5491      | 〒700-0817 岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティーセンタービル2F    |
| 九州  | 鳥取  | 0503383-5495      | 〒680-0022 鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F          |
|     | 島根  | 0503383-5500      | 〒690-0884 松江市南田町60                        |
|     | 香川  | 0503383-5570      | 〒760-0023 高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F            |
|     | 徳島  | 0503383-5575      | 〒770-0834 徳島市元町1-24 アミコビル3F               |
| 九州  | 高知  | 0503383-5577      | 〒780-0870 高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F             |
|     | 愛媛  | 0503383-5580      | 〒790-0001 松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F        |
|     | 福岡  | 0503383-5501      | 〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F        |
|     | 佐賀  | 0503383-5510      | 〒840-0801 佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F         |
| 九州  | 長崎  | 0503383-5515      | 〒850-0875 長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F              |
|     | 大分  | 0503383-5520      | 〒870-0045 大分市城崎町2-1-7                     |
|     | 熊本  | 0503383-5522      | 〒860-0844 熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F            |
|     | 鹿児島 | 0503383-5525      | 〒892-0828 鹿児島市金生町4番10号アーバンスクエア鹿児島ビル6F     |
| 九州  | 宮崎  | 0503383-5530      | 〒880-0803 宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F              |
|     | 沖縄  | 0503383-5533      | 〒900-0023 那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F       |

**050** 法テラスでは、IP電話を使用しています。おかけ間違いのないよう必ず「050」からダイヤルしてください。

お近くの「法テラス」のほか、**コールセンター**でもお問い合わせをお受けしています。

**コールセンター** 平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00

**犯罪被害者支援ダイヤル** **0570-079714**

金銭の貸し借りなど、様々な法的な困りごとについては、**ダイヤル** **0570-078374**

※「0570」はナビダイヤルの番号です。固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円(税別)で通話することができます。

※IP電話からは、03-6745-5601(一般ダイヤルは03-6745-5600)にお電話ください。

平成28年11月発行



## 犯罪被害者支援 Q&A



QRコード



### 犯罪被害者支援Q&Aシリーズ ①

法テラスは国が設立した公的な法人です。

## Q1 犯罪被害にあいました。犯人を処罰してほしいのですが、どのような手続が可能でしょうか？

警察署等において、**被害届の提出、告訴(※)／告発等**を行うことができます。また、けがをしているなどの事情がある場合には、警察官が被害者のいるところに向いて、お話を伺う場合もあります。法テラスでは、被害届の提出・告訴・告発等の刑事手続の流れや方法についてご案内しておりますので、お問い合わせください。

※告訴ができる期間には制限がある場合がありますので、お気を付けください。

## Q2 加害者が捕まらず、毎日怖いです。身の安全を守るには、どうしたらよいですか？

警察では、**防犯に関する助言**を行っています。また、状況に応じ、地域警察官による被害者の自宅や勤務先の**パトロール強化等**を行っています。**緊急通報用の携帯電話や通報装置**を警察から貸与してもらえる場合もあります。警察に相談される際には、ご事情を具体的に説明してください。

## Q3 加害者の処罰を決める刑事裁判は、公開で行われると聞いていますが、私の名前や住所も公にされますか？また、証人になる場合は加害者や傍聴人の前に立つのですか？



# 法テラスの犯罪被害者支援業務

## 相談窓口のご案内

法テラスでは、犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報(\*)を収集し、「その方が必要とされる支援」を行っている窓口をご案内します。

(\*)お住まいの近くの支援団体の支援内容、連絡先など

## 法制度のご紹介

被害にあわれた方やご家族の方などが、その被害に関する刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報(\*)を提供します。

(\*)刑事手続の流れ、各種支援制度など

## 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介

法テラス地方事務所では、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、弁護士による法律相談などの支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、弁護士会からの推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介しています。紹介は無料ですが、弁護士費用等が必要となります。

## 弁護士を通じた援助制度のご利用

資力などについて一定の要件に該当される方は、弁護士費用等に関し、以下の制度がご利用いただける場合があります。各制度はそれぞれ要件が異なりますので、詳しくは、お近くの法テラス、犯罪被害者支援ダイヤル、又は、法テラスホームページでご確認ください。

### 弁護士費用等に関する援助制度

\*資力などの要件に該当される場合に、弁護士費用等の援助制度をご利用いただけます。

#### 刑事裁判に参加する「被害者参加人」のための国選弁護制度(刑事手続)

殺人、傷害、性犯罪、過失運転致死傷等の被害を受けた方やご家族の方などで、裁判所から「刑事裁判への参加」を許可された方(被害者参加人)を対象に、参加に関する援助を行う弁護士(被害者参加弁護士)の費用等を国が負担する制度です。

法テラスでは、被害者参加人の意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知する業務を行います。

#### 民事法律扶助(民事手続)

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行います。弁護士費用等の立替えを行います。

例)損害賠償請求、損害賠償命令の申立て、保護命令(DV)の申立てなど

#### 日弁連委託援助(刑事手続・行政手続)

殺人、傷害、性犯罪、ストーカー等の被害を受けた方やご家族の方などを対象に、刑事手続、少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行います。

例)被害届の提出、告訴・告発、事情聴取への同行、犯罪被害者等給付金申請、マスコミへの対応・折衝など



法テラスでは、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、弁護士による法律相談等の支援を必要とされる場合は、個々の状況に応じて、**犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士**を紹介しています。

また、経済的に困りの方が、費用の負担ができないために弁護士に相談ができないということがないよう、一定の要件に該当する方については、以下の制度をご利用いただくことができます。

○損害賠償等の民事裁判、損害賠償命令(Q6 参照)及びドメスティックバイオレンス(DV)事件の保護命令等の手続を希望される場合

→無料の法律相談や弁護士費用等の立替えを行う

### 「民事法律扶助制度」

○生命・身体に対する被害、DV、ストーカーの被害にあわれた方などが告訴や法廷付添い等刑事事件や少年審判等手続、行政手続に関する援助を希望される場合

→弁護士費用等の援助を行う

### 「日本弁護士連合会委託援助制度」

○被害者参加制度の利用を希望される場合

→弁護士による援助が国の負担で受けられる

### 「国選被害者参加弁護士制度」

上記のほか、法テラスでは、**犯罪被害者支援相談窓口を設置している弁護士会の電話番号等を紹介しておりますので、お問い合わせください。**

※このほかにも、ホームページ

<http://www.houterasu.or.jp/>で

よくある質問と答を紹介していますので、ご覧ください。

※DVについては、別途Q&Aリーフレットを作成しています。

害については、民事上の問題として、被害者と加害者が交渉するか、**民事訴訟を提起して損害賠償を請求する**必要があります。

また、被害者等が民事訴訟を提起する負担を軽減する制度として、**「損害賠償命令制度」**<sup>※1</sup>があります。これは、被害者の申立てにより、**刑事裁判を担当した裁判所が有罪の言渡しをした後、引き続いて損害賠償請求の審理も行い、加害者にその賠償を命ずる**というものです。

なお、この制度の利用に際し、一定の要件を満たした方は、法テラスの**「民事法律扶助制度」**(Q8 参照)を利用することができます。

※1 対象事件は次のとおりです。

1. 殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
2. 強制わいせつ、強姦などの罪
3. 逮捕及び監禁の罪
4. 略取、誘拐、人身売買の罪
5. 2～4の犯罪行為を含む他の犯罪
6. 1～5の未遂罪

注)過失犯(業務上過失致死傷、重過失致死傷、過失運転致死傷)は対象となりません。

## Q7 弁護士はどのような支援をしてくれるのですか？

弁護士は、民事事件においては、加害者に対して、その法的責任を追及して損害賠償を請求します。刑事事件においては、加害者の処罰を決める裁判で被害者の付添いや記録の閲覧・コピー等を通じて刑事事件の内容を把握し、それを被害者に説明すること、検察官へ被害者の意見を伝えることのほか、マスコミへの対応や折衝等、裁判の内外で様々な支援をします。

## Q8 弁護士に相談したいのですが、どこで頼めばよいかわかりません。また、お金もかかりそうで心配です。

(表面からの続き)

また、被害者等が刑事裁判に参加するに当たり、刑事裁判に出席した被害者等に国がその旅費等を支給する**「被害者参加旅費等支給制度」**や弁護士による援助が国の負担で受けられる**「国選被害者参加弁護士制度」**<sup>※2</sup>があります。

※1 対象事件は次のとおりです。

1. 殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
2. 強制わいせつ、強姦などの罪
3. 逮捕及び監禁の罪
4. 略取、誘拐、人身売買の罪
5. 2～4の犯罪行為を含む他の犯罪
6. 過失運転致死傷などの罪
7. 1～5の未遂罪

※2 資産額など一定の要件があります。

## Q5 加害者が少年で、今後、家庭裁判所で少年審判が開かれると聞いています。その審判を傍聴することはできますか？

殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死亡させたり傷つけたりした事件や、過失運転致死傷などの事件(いずれの事件も、被害者を傷つけた場合については、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限られます。)については、被害者等は、申出を行えば、家庭裁判所から、少年審判の傍聴を認められる場合があります。

また、被害者等は、申出を行えば、家庭裁判所から、審判期日における審理状況について説明を受けられる場合があります。

## Q6 被害によって生じた財産上の損害や精神的苦痛を賠償してもらうには、どうすればよいですか？

加害者が有罪か無罪か、有罪の際の刑罰の種類等については刑事裁判で判断しますが、被害により生じた損